

電子取引等の受託契約に係る特約

第1条(総則および目的)

- この特約は、受託契約準則に基づきカネネット商事株式会社(以下「当社」という。)が委託者(以下「お客様」という。)から、当社総合サービス部が取り扱う商品先物取引の電子取引等(以下「電子取引等」という。)の受託に係る契約を行う際に適用するものとする。
- 当社は、電子取引等の取引において、不測の事態によるお客様の想定を超えるリスクを回避すべくこの特約を規定するものとする。
- 当社は、電子取引等の受託にあたって、この特約に定めるもののほか、商品先物取引法、その他関係諸法令および受託契約準則に従いお客様と契約するものとする。
- 当社は、電子取引等の受託にあたってインターネット先物取引システムを提供する場合、前項に定める規定のほか、当社が別途定める「電子取引の契約に関する取決め」に従いお客様と契約するものとし、重複して定める事項があるときはこの特約の規定に読みかえて取り扱うものとする。
- 当社は、電子取引等の受託にあたって、お客様が当社の定めるロスカット制度に基づく取引を選択している場合、第3項および前項に定める規定のほか、当社が別途定める「電子取引におけるロスカット口座取引約款」に従いお客様と契約するものとし、重複して定める事項があるときは「電子取引等におけるロスカット口座取引約款」の規定に読みかえて取り扱うものとする。

第2条(用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- 「インターネット取引」とは、電子取引等の取引に係る受託契約がなされる商品先物取引において、インターネット先物取引システムを介して行われる取引をいう。
- 「コールセンター取引」とは、電子取引等の取引に係る受託契約がなされる商品先物取引において、前号に規定する取引を除く取引をいう。
- 「お預り有効金額」とは、お客様の取引口座における預り証拠金合計額および値洗損益金通算額を合算して求められる金額をいう。

第3条(売買注文の受注について)

- 当社がお客様から商品先物取引の売買注文を受注する際の営業時間は、コールセンター取引およびインターネット取引の取引形態により、別途定めるものとする。
- 当社が適当と認めるときは、時間帯により売買注文を受注する担当部署を変更することがある。なお、この場合、お客様は変更後の部署にて売買注文を発注するものとする。

第4条(売買注文の種類について)

当社が受付ける売買注文の種類は、売買する商品を上場する商品取引所および取引の手法により、別途定めるものとする。

第5条(委託者証拠金等必要額の計算について)

- 当社は、当社基幹システムにおける約定値段更新の都度、お客様の取引口座内建玉の値洗いを行うものとする。
- 前項の規定に基づく計算により新たに預託が必要な証拠金が発生、その額が増額または減額する場合は、委託者証拠金等必要額を増減するものとする。
- 総額の不足が発生した場合の請求手続きは、1計算区域ごとに1回、帳入値段により算出した金額によってのみ行うものとする。

第6条(証拠金不納による建玉決済の手続きについて)

当社が証拠金不納による建玉の決済を行う場合、当該決済に係る売買注文は、証拠金不納が確定した日の午後1時をもって発注するものとする。

第7条(当月限建玉への対応について)

- 当月限建玉については、当社が定める指示日(一部の商品を除いて受渡し納会日の属する月の15日(休業日の場合は前営業日に繰り上げ))の午後4時までに、当該取引の受渡しによる決済を行う旨の指示ならびに、買い方は受渡しに係る総約定代金、売り方は同倉荷証券の差し入れを行うものとする。
- 期日までに指示ならびに総約定代金もしくは倉荷証券の差し入れがない場合、当社は、その翌営業日に属する夜間セッション(証

拠金差し入れ期日に行われる夜間セッション)の寄付以降、お客様の計算において当該取引の決済を行うものとする。

第8条(損失限度の設定について)

- 当社は、お客様の取引口座におけるお預り有効金額を夜間セッションの終値および帳入値段により算出し、お預り有効金額が当社の規定する損失限度を下回った場合、直近のセッションの寄付にて、当該口座における全建玉に係る決済注文を発注するものとする。
- 前項に規定するお預り有効金額は、お客様の取引口座における預り証拠金合計額より、損計算となっているときの値洗損益金通算額を差し引いて求められる金額をいう。
- 第1項に規定する損失限度は、お客様取引口座における全ての未決済建玉に係る委託者当初証拠金合計額の20%相当額とする。
- 当社は、第1項に規定する決済注文は建玉の全量の決済が終了するまで継続するものとする。
- お客様は、第1項に規定する決済注文の取消および変更はできない。
- 第1項に規定する決済注文の発注の際、当社は新規または決済の別を問わず、従前に受注している未約定売買注文の全てを取消すものとする。

第9条(当社が定める証拠金制度について)

お客様は、当社の定める証拠金制度において次に該当する事項について、理解・承諾の上で取引を行うものとする。

- 受託契約準則第2条第12号に規定する委託者証拠金を委託者維持証拠金と呼称すること及び別途、発注時の委託者証拠金として委託者維持証拠金に一定額を上乗せした証拠金を設定し、これを委託者当初証拠金と呼称、運用していること
- 取引証拠金の預託の時期については、受託契約準則第12条の2(取引証拠金の預託の時期に関する特例)に基づき、取引の委託をするときとし、追加差し入れ又は追加預託の時期については、翌営業日正午までとすること
- 値洗損益通算額が益となる場合は、受託契約準則第11条の3(計算上の利益額の払い出し等)は適用されないこと、受託契約準則第28条(現金授受予定額の計算に関する特例)に基づき、貴社は現金授受予定額へ加算しないこと
- 有価証券の預託の場合は、受託契約準則第4条が適用されること

第10条(この特約の変更について)

- 当社は、法令、諸規則および取引所規則等の変更、監督官庁の指示等により、この特約の変更の必要が生じた場合は、予告なく改定することができる。
- 当社は、この特約の変更後、郵送によりすみやかにその内容をお客様に通知するとともに、当社ホームページ上にて掲示するものとする。
- お客様がこの特約の変更と異議がある場合は、当社が定める所定の期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様は当該変更と同意したものと取り扱う。
- 前項にかかわらず、この特約の変更の通知後にお客様が新規取引を行った場合は、当該変更と同意したものとみなす。

第11条(免責事項)

- お客様は、次の事項に該当する損害等について、当社に対しその賠償責任を問えないものとする。
 - 第3条第1項の規定による営業時間外のため、当社が受注できなかった売買注文に係る損害等。
 - 第5条第2項の規定による余剰証拠金の減額に伴い、取引が制限されたことに起因する損害等。
 - 第8条第6項の規定により、新規の取引が制限されたことに起因する損害等。
- 第6条、第7条第2項および第8条第1項の規定に基づき当社が発注する決済注文の内容、発注方法およびその約定の結果について、お客様は異議の申し立てを行うことができない。

附則

この特約は、平成21年5月7日より施行する。
この特約は、平成23年1月4日より一部改定施行する。